

山梨県公報

号外第十二号

平成十八年

三月三十日

木 曜 日

目 次

条 例
山梨県衛生公害研究所手数料条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例
……………一

条例のあらまし

- 山梨県衛生公害研究所手数料条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（衛生薬務課）
- 1 山梨県衛生公害研究所手数料条例について、その他の細菌学的検査の料金の算定の根拠を診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に改めることとした。
- 2 山梨県営病院諸収入条例について、保険診療に係る料金の算定の根拠を次の告示に改めることとした。
 - (一) 診療報酬の算定方法
 - (二) 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）
- 3 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県衛生公害研究所手数料条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成十八年三月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第三十四号

山梨県衛生公害研究所手数料条例及び山梨県営病院諸収入条例の一部を改正する条例
条例

（山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部改正）

第一条 山梨県衛生公害研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表生物学的試験の項中、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改める。

（山梨県営病院諸収入条例の一部改正）

第二条 山梨県営病院諸収入条例（昭和四十年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項本文を次のように改める。

保険診療に係る料金は、診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「診療報酬に関する厚生労働省告示」という。）又は入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）により算定した額とする。

別表第一号中、「診療報酬に関する厚生省告示」を「診療報酬に関する厚生労働省告示」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番